

河砂第 108－3 号
令和 3 年 6 月 1 日

各市町村長 様

埼玉県県土整備部河川砂防課長（公印省略）

土砂災害警戒情報ホットラインの構築及び
河川情報ホットラインの伝達先変更について（通知）

県の河川砂防行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さてこのたび、土砂災害警戒情報に関するホットラインを構築することとしました。さらに現在、県管理の洪水予報河川及び水位周知河川を対象とした河川情報ホットラインを運用しているところですが、令和 2 年 5 月 26 日に公表した洪水浸水想定区域図の改正に伴い、伝達先が変更となりますので通知します。

今後も、ホットラインの円滑な運用について御理解、御協力をお願いいたします。

【土砂災害警戒情報ホットラインについて】

担 当 荒川上流域砂防担当 横山、大竹
電 話 048（830）5141
メール a5120-03@pref.saitama.lg.jp

【河川情報ホットラインについて】

担 当 防災担当 佐々木、萩原、關口
電 話 048（830）5137
メール a5120-07@pref.saitama.lg.jp

土砂災害警戒情報ホットラインの構築について

目 的

土砂災害警戒情報が警戒レベル4（避難指示の発令）相当の防災情報である点を踏まえ、熊谷地方気象台との共同発表主体である県から市町村に直接電話で伝える仕組みを構築し、市町村長が行う避難指示の発令の判断を支援するための情報提供の充実を図る。

対 象

- 土砂災害警戒情報発表対象の全43市町村（別紙参照）

ホットライン実施者

- 第1ホットライン
共同発表主体（県：県土整備事務所長） ⇒ 市町村長
- 第2ホットライン
共同発表主体（県：県土整備事務所担当者） ⇒ 市町村担当者

※原則は第1ホットラインにより所長から首長への連絡とするが、状況に応じて第2ホットラインでの連絡も可とする。

首長へ確実に情報を伝達し、速やかな避難指示発令の判断を促すことが目的であるため、第2ホットラインの場合は、直接首長に判断を仰げる担当者（市町村防災主管課長等）へ連絡する。

タイミング（伝達時期）の目安

- 管内の市町村に対して、土砂災害警戒情報が発表された場合。

〔タイミングと伝達内容〕

タイミング	伝達内容例
土砂災害警戒情報発表時 (第1ホットラインの場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市・町・村について、土砂災害の発生する危険性が高まっていることから、土砂災害警戒情報が発表された。 ・土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当の情報であり、避難指示の発令について検討をお願いします。
<参考> 第2ホットラインの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市・町・村について、土砂災害の発生する危険性が高まっていることから、土砂災害警戒情報が発表された。 ・土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当の情報であり、首長へ確実に伝達いただき、避難指示の発令について検討をお願いします。 <p>（なお、各地区の危険度については、「埼玉県土砂災害警戒情報システム」により確認が可能である。）</p>

土砂災害警戒情報発表対象 4 3 市町村

○土砂災害警戒区域の存する 3 8 市町村および市町村との協議により発表する 5 市町が対象

さいたま県土整備事務所(2市)							
さいたま市	川口市						
朝霞県土整備事務所(4市)							
朝霞市	志木市*	和光市	新座市				
北本県土整備事務所(4市)							
鴻巣市	上尾市*	桶川市*	北本市				
川越県土整備事務所(6市町)							
川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市*	三芳町*		
飯能県土整備事務所(6市町)							
飯能市	入間市	坂戸市	日高市	毛呂山町	越生町		
東松山県土整備事務所(8市町村)							
東松山市	滑川町	嵐山町	小川町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村
秩父県土整備事務所(5市町)							
秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町			
本庄県土整備事務所(3市町)							
本庄市	美里町	神川町					
熊谷県土整備事務所(3市町)							
熊谷市	深谷市	寄居町					
越谷県土整備事務所(2市町)							
春日部市	松伏町						

※土砂災害警戒区域の無い市町

<参考> 避難指示発令に関する根拠法令等

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(土砂災害警戒情報の提供)

第二十七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量(以下この条において「危険降雨量」という。)を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、**災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報(「土砂災害警戒情報」)を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。**

○ 土砂災害防止対策基本方針 (最終変更 令和2年8月4日国土交通省告示第785号)

五 法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

4 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難勧告等*の発令

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、避難行動をできるだけ早く行うことが必要である。土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報であり、**土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村長は直ちに避難勧告等*を発令することを基本とする。**

※「避難勧告」を廃止し、「避難指示」へ一本化するための「災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年5月10日公布、令和3年5月20日施行)」の施行に伴い、「避難勧告等」は「避難指示」と読み替える。

避難情報等 (警戒レベル) R3.5.20~				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2相当 氾濫注意情報	---
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当 ---	---

# 河川情報ホットラインの構築について

## 目的

従前の河川情報の提供に加え、河川管理者から河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村に直接電話で伝える仕組みを構築し、市町村長が行う避難指示の発令の判断を支援するための情報提供の充実を図る。

## 対象

○県管理の洪水予報河川、水位周知河川

## 運用

○平成30年6月1日～

## ホットライン実施者

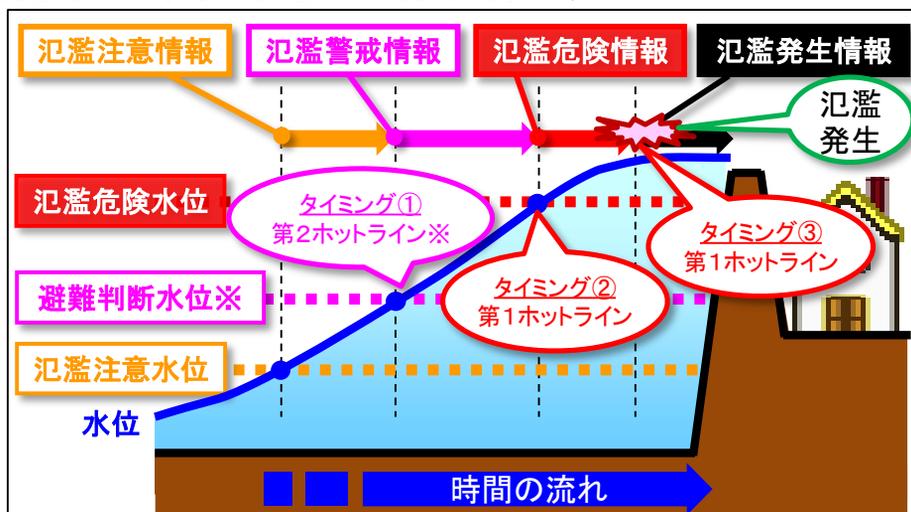
○第1ホットライン  
河川管理者（県土整備事務所長） ⇒ 市町村長

○第2ホットライン  
河川管理者（県土整備事務所担当者） ⇒ 市町村担当者

## タイミング（伝達時期）の目安

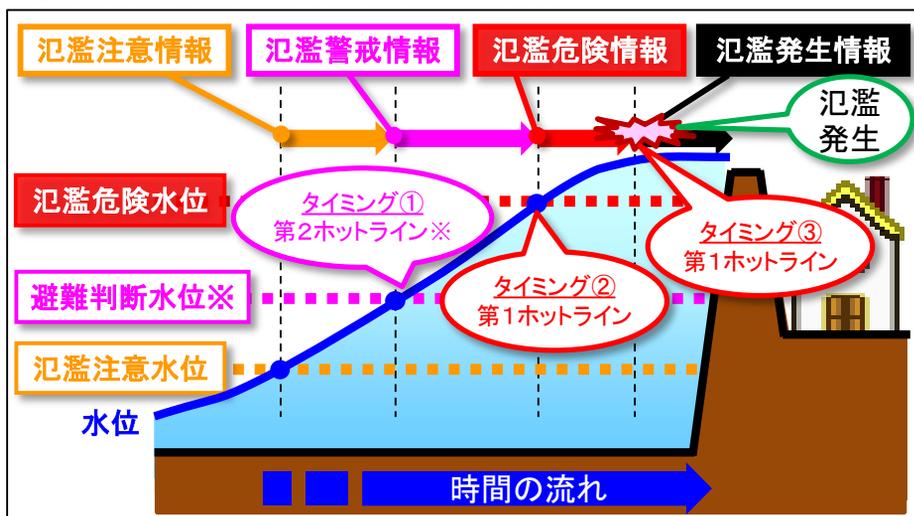
- ①避難判断水位が設定されている河川で、河川水位が避難判断水位に到達し、今後も水位上昇が見込まれる場合
- ②河川水位が氾濫危険水位に到達し、今後も水位上昇が見込まれる場合
- ③堤防の決壊や越水・溢水に関する情報を把握した場合

## 〔水位上昇によるホットラインとタイミングの関係〕



# 河川情報ホットラインの構築について

## 〔水位上昇によるホットラインとタイミングの関係〕



## 〔伝達体制：基本は携帯〕

### ○第1ホットライン

県土整備事務所長  
・携帯  
・固定

〇〇市長  
・携帯  
・固定

### ○第2ホットライン

県土整備事務所水防班長  
・携帯  
・固定

〇〇市〇〇部課長  
・携帯  
・固定

## 〔タイミングと伝達内容〕

タイミング	伝達内容例
タイミング① (第2ホットライン) ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●川△△観測所では避難判断水位を超過し、今後、更に水位上昇の可能性がある。</li> <li>〇〇市においては、××が重要水防箇所となっているので、引き続き警戒を行い、適切な水防活動をお願いする。</li> </ul>
タイミング② (第1ホットライン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●川△△観測所では氾濫危険水位を超過し、今後も水位上昇の可能性がある。</li> <li>このまま水位上昇が継続すると堤防を越える危険があり、〇〇市において、氾濫による浸水が発生する恐れがある。</li> </ul>
タイミング③ (第1ホットライン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●●川△△観測所では、堤防天端に水位が到達した。△△観測所付近で氾濫が発生の可能性ある。(〇〇市××で氾濫が発生した。)</li> </ul>

※避難判断水位の設定されている河川が対象

